

職業訓練の実施等による特定求職者の
就職の支援に関する法律施行規則の
一部を改正する省令案要綱

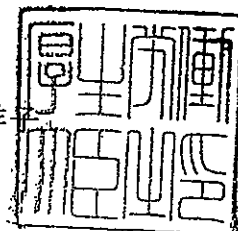
厚生労働省発職0329第2号

平成24年3月29日

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働大臣 小宮山 洋子



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練受講手当

職業訓練受講手当について、給付金支給単位期間内に特定の日数があり、当該日数が二十八日未満である給付金支給単位期間にあつては、三千五百八十円に当該日数を乗じて得た額を支給することとして
いるところ、当該日数として次の一から三に掲げる日数を追加すること。

- 一 認定職業訓練等を受講する者が国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条の規定による退職手当その他これに準ずる他の法令、条例、規則等に基づく諸手当の支給を受けることができるものでなくなった日がある場合にあつては、当該日から当該給付金支給単位期間の末日までの日数
- 二 認定職業訓練等を受講する者が雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者となった日がある場合にあつては、当該給付金支給単位期間の初日から当該被保険者となった日の前日までの日数

- 三 認定職業訓練等を受講する者が、雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者でなくなった日等があり、かつ、当該受給資格者でなくなった日等（これらの日が複数ある場合には、そのうち最も遅い日）の後に雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者となった日がある場合にあつては、当該受給資

格者でなくなった日等から当該被保険者となった日の前日までの日数

第二 通所手当に関する暫定措置

通所手当について、当分の間、受給資格者の住所又は居所から認定職業訓練等を行う施設（以下「訓練等施設」という。）までの距離が相当程度長いため、訓練等施設に近接する宿泊施設に一時的に宿泊し、当該宿泊施設から訓練等施設へ通所する者に対して支給することとすること。

第三 その他

- 一 この省令は、平成二十四年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。